

到津の森公園林間学園・風の子学園における

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

(令和4年4月8日 作成)

参考:北九州市教育委員会

「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」

1 学園における感染症対策

北九州市教育委員会が感染症対策をまとめた「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」を基に以下の対応を行うもの。

また、参加児童の各家庭に、「林間学園(風の子学園)での新型コロナウイルス感染症対策のお願い(別紙1)」を事前に配布し、感染症対策への協力を呼び掛ける。

(1) 参加児童の家庭での感染予防対策依頼

① 自宅での毎朝の健康観察の徹底

ア 学園から配布する「健康チェックリスト表(別紙2)」を活用し、家庭での健康観察の実施を呼び掛け、チェックリスト表に該当する場合には登園はしないよう促す。

イ 参加児童の同居家族が感染又は濃厚接触者となった場合は、登園は行わず速やかに学園に連絡するよう周知する。

ウ 保護者は、「みどり(ふゆ)の手帳」の健康チェック欄(別紙3)に毎日必要事項を記載し、児童に持参させる。

エ 申込時に保護者には誓約書(別紙4)確認の上、了承をもらう。

オ 参加児童の登園・退園はできるだけ公共交通機関を利用しないよう呼び掛ける。林間学園で行っていた帰りの指導(バス停への誘導等)は行わない。

(2) 学園内にて感染リスクを減らすための対策

① 学園スタッフ・看護師・事務局との連絡体制

学園内にて感染者が出た場合に備え、学園スタッフ・看護師・事務局は参加児童及びスタッフの健康状態についての情報を共有できる連絡体制(別紙5)を整える。

② 基本的な感染症対策

- ・手洗い…石鹸・流水によるこまめな手洗いを遂行する。班を受け持つスタッフ

は必要に応じて子どもたちに手洗いを促す。

- ・マスク…参加児童及びスタッフにはマスクを持参するよう指導し、近距離での

会話や発声の際は、マスクを着用する。ただし、屋外での活動などの際

には、人と十分な距離を保つよう配慮したうえでマスクを外す時間を作り、

熱中症等に留意する。

- ・ソーシャルディスタンス(身体的距離の確保)…活動中は、人との間隔を最低で

も1メートル確保するよう促す。

- ・換気…基本屋外での活動となるが、雨天時や休息中にこどもホール等屋内を

利用する場合は、こまめに窓を開ける(1時間に2回以上、数分間、窓を

全開にする)。

- ・三密の回避…1班の人数を15名程度とし、指導員の目が行き届くよう配慮。

トイレ・休憩時間・手洗い場等にて密にならないよう1～2メートルの

距離を保つよう指導する。

また児童たちが対面とならないような形を常に意識する。

・清掃と消毒…大人数が触れる箇所(水道蛇口等)は、1日2回程度消毒薬にてふ

き取りを行う。指導員に消毒液を携帯させ、活動時間に、手指消毒及び

使用具の消毒を行う。また、トイレなどよく利用される施設については、

業者によるこまめな清掃を行う。

③ 給食及び水筒への水補給について

林間学園で行っていたカレー給食、風の子学園で行っていた弁当給食は中止し、活動日すべて弁当を自宅から持参する。

水筒への水の補給についても、補給時に他者が飲み口等に触れる可能性があることから行わず、補充も各自で持参する。

(3) 学園内にて人から人への感染の可能性を早期に把握する対策

① 登園時の検温

参加児童登園時、入場門にて非接触型体温計を用いて検温を実施。平熱であることを確認してからの入園とする。学園スタッフも出勤前に検温するなど体調管理に努め、発熱等の風邪症状がある場合には出勤を控えさせる。

② 健康観察結果の集約・記録

朝の集いの前に各班の担当スタッフは出席している児童の健康状態が記載されている手帳を集め、学園本部は内容確認を行う。

また、欠席者・遅刻者がいる場合は、保護者に連絡しその理由を確認する。

学園本部は、当日の出席状況、欠席・遅刻・早退者の有無や理由などの情報をまとめ事務局に報告し、事務局は記録を行う。

③ 発熱者(感染疑い者)への別室対応

活動中、発熱等の風邪症状がみられる場合は、「体調不良の児童への対応について(別紙5)」検温を行うとともに通常の救護室(森の音楽堂楽屋)とは別の場所(子どもホール2階)にて休養させながら、保護者へ連絡し早退措置を行う。

また看護師はその旨を事務局に報告し情報を共有する。

2 学園関係者より感染者又は濃厚接触者等が発生した場合の対処について

(1) 学園関係者が感染判明及び濃厚接触者に特定された場合

「新型コロナウイルス感染症が発症した場合等の対応フロー(別紙6)」参照

① 学園関係者の新型コロナウイルス感染が判明した場合

当該児童及びスタッフは当園停止。学園活動は、感染者が発生した時点で中止とする。

学園本部及び事務局は速やかに参加児童の保護者に連絡をし、中止連絡及び状況説明を行う。

活動再開については、下記(2)の判断が出たのち検討する。

② 学園関係者及びその家族が濃厚接触者と特定された場合

学園活動は保健所からの指示がない限り継続する。濃厚接触者または健康観察者に該当する者への対応は以下のとおりとする。

ア 学園関係者が濃厚接触者と特定された場合。

当該児童・スタッフは登園停止。PCR 検査結果が陰性であったとしても登園は不可。

イ 学園関係者の家族が濃厚接触者と特定された場合

当該児童・スタッフは登園停止。ただし、その家族の PCR 検査結果が陰性で、風邪症状等がなければ登園可とする。

(2) 学園活動継続判断について

保健所の意見を聞きながら、到津の森公園及び北九州市建設局公園管理課が協議の上判断する。

(3) 学園中止・登園停止に伴う払戻金について

① 参加児童の保護者には、誓約書に学園の中止（非常事態宣言の発令・関係者から感染者が発生した場合等）もしくは登園停止（参加児童及びその家族が感染者又は濃厚接触者と特定された場合）となる可能性があること、またその際の返金等について記載し事前に了承をもらっておく。

② 新型コロナウイルス感染症による学園の中止又は登園停止となった場合、徴収した参加費の内、その時点までの必要経費及び振込手数料を差し引いた額を返金する。